

令和 3 年 6 月 21 日現在

機関番号：24402
 研究種目：若手研究
 研究期間：2018～2020
 課題番号：18K12661
 研究課題名（和文）フランスにおける責任能力制度の研究 限定責任能力をめぐる展開を素材として

 研究課題名（英文）Insanity Defense in France

 研究代表者
 徳永 元（Tokunaga, Hajime）

 大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授

 研究者番号：50782009
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：刑法39条に定められる心神喪失（責任無能力）・心神耗弱（限定責任能力）、特に後者について、フランスにおける責任能力制度からは以下のことが明らかとなった。

第一に、限定責任能力の規定があることによって、被疑者・被告人の主体性が保障される。単なる量刑事情ではなく、拘束力の強い法律上の減輕事由であることにより、裁判所は限定責任能力の主張を慎重に吟味するようになる。

第二に、精神障害をもつ被疑者・被告人が刑事裁判において主体的な地位を果たすためには、法律上あるいは裁判上の手当てが必要である。たとえば、刑事精神鑑定を実施し、これを十分に尊重すること、精神科医等の専門家の関与を積極的に認めることである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の最大の学術的意義は、責任主義が、その本質において、刑事訴訟手続と不可分に関連している可能性を明らかにしたことにある。つまり、刑事裁判において被告人の主体的地位を保障するために、一方で、刑法には、強い法的拘束力が認められるかたちで、責任能力に関する規定が置かれる必要がある。他方で、刑事訴訟法には、精神鑑定の実施や精神科医等の専門家の関与を促す規定が置かれ、実務上もそれを尊重することが望まれる。このように、責任主義について、実体法と手続法を貫く視覚は、従来の先行研究ではあまり意識されてこなかったものである。

研究成果の概要（英文）：Regarding the insanity and the diminished responsibility stipulated in Article 39 of the Criminal Code, especially the latter, the following is clarified from criminal trial and treatments of mental illnesses in France.

First, individual rights of the suspect / defendant are guaranteed by the provision of the diminished responsibility. The fact that it is not just a sentencing situation, but a binding legal cause for lightening, causes the court to carefully scrutinize the claim of diminished responsibility.

Second, legal or judicial aids are required for suspects and defendants with mental illness to play an active role in criminal trials. For example, conduct a criminal psychiatric assessment, fully respect it, and actively recognize the involvement of specialists such as psychiatrists.

研究分野：刑法

キーワード：責任能力 限定責任能力 フランス刑法

1. 研究開始当初の背景

心神喪失による無罪と心神耗弱による刑の減輕(刑法39条)については、国民の関心も高い。その判断基準・方法といった法律的側面からの研究や、精神障がい者の処遇といった政策的側面からの研究が、従来から盛んに行われてきた。これらの研究の多くは、英米およびドイツを主たる比較対象としている。これに対して、フランスにおける責任能力制度については、理論の基礎部分まで含めた包括的な研究がないのが現状であった。

研究代表者は、フランスの限定責任能力規定が、2014年に、刑の量定を裁判官に完全に委ねる規定から、刑の減輕を原則とする規定へと改正された事実に着目した。そして、手始めに、改正の基礎をなす上院・元老院の報告書を翻訳した。その結果、改正においては、責任主義(「犯罪の成立と刑罰の付加のためには、それに見合う行為者の責任が必要である」とする原則)の貫徹と、犯罪行為を行った精神障がい者(以下、触法精神障がい者)のよりよい処遇の追求という、2つの異なる要素が考慮されていることがわかった。同時に、これらについて、以下の点をさらに分析する必要があると判断した。

第一に、責任主義の貫徹について、前掲の元老院報告書では、限定責任能力が、立法者の予定した刑罰減輕要因ではなく、反対に加重要因として作用している事実が指摘された。そして、この状況を正すために、限定責任能力者に対する刑の減輕の原則化を、裁判官の裁量を狭めてまで、企図したのであった。ここでは、責任主義を現実に貫徹するためには、裁判官や陪審員を統制する規定が必要と考えられたのである。しかし、責任主義の貫徹と裁判所の裁量統制との関係は、わが国でもほとんど論じられていなかった。同時に、フランスにおいて責任主義を貫徹する原動力となった理念や実益は、いまだ明確ではなかった。

第二に、触法精神障がい者のよりよい処遇の追求について、前掲の元老院報告書は、触法精神障がい者の処遇を将来の課題と位置付けていた。実際に、入院制度は2011年に大きく改革されたのだが、この改革に対して、対象者の人権保障について憲法院から違憲裁決が出されるなど、複雑な動きが見られた。このような動向の意義を正確に理解するためには、触法精神障がい者処遇の歴史と理念を丹念に分析する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フランス法という新しい素材と、限定責任能力という複合的な問題を対象とすることにより、わが国の責任能力制度の発展に寄与することである。

責任能力に関する従来の研究は、英米法・ドイツ法を比較対象としてきた。しかし、責任能力の研究において、問題状況を共有するフランス法を新たに参照する意義は大きい。たとえば、刑法39条の「心神喪失」は、フランス旧刑法典64条の「*démence*」の訳語であり、責任能力の理解について現在も共通点が多い。また、触法精神障がい者について、伝統的に行政主導の入院制度が採用され、刑事司法からのルートが近年創設された点も共通している。また、フランスでは、責任能力制度と触法精神障がい者処遇に、前述の大きな動きがある。ここでは、何を目的として、いかなる制度が構想されているのかを、法律改正時の立法資料や各種研究論文を通じて、詳細に検討することを主題とする。

本研究は、限定責任能力に焦点を当てる。不処罰・減輕の可否がもっとも問題となるのは、人格障害、飲酒酩酊や薬物乱用といった領域である。近年では、病的窃盗癖(クレプトマニア)の責任評価が問題となっている。また、今後は、認知症に関連する事件が増加するだろう。これらの者の責任評価には、統合失調症を主たる念頭に置く従来の責任無能力論だけでは不十分である。責任能力制度の周辺領域において、どのような症状による行為までをその適用範囲に含めるべきかを解明するために、限定責任能力に焦点を当てた研究を行う必要がある。この限定責任能力者への刑事制裁の問題には、責任無能力者にはない2つの根本的なアポリアがある。第一に、限定責任能力者は、「限定された責任しか負わない」一方で、重大な再犯行為に及ぶ高度の危険性を持つ場合がある。ここでは、責任主義をいかに貫徹するかが問題となる。第二に、限定責任能力者は、「限定された責任は負う」一方で、病気の治療のためには実刑を回避すべき場合がある。ここでは、触法精神障がい者のよりよい処遇の追求が問題となる。このように、限定責任能力者の問題は、犯罪者の責任と精神障がい者の治療という二つの側面を有しているのである。

フランスは、行為者の責任(処罰)と危険性(治療)の狭間で、試行錯誤を繰り返している。この研究の延長線上には、近代刑法の基本原則である責任主義の再検討という、刑法学にとっての発展的な課題がある。

3. 研究の方法

研究方法は、フランス語文献研究を中心とする比較法である。資料としては、立法資料、裁判資料および法律学・精神医学の専門文献を対象とする。また、フランスの司法精神医療体制の実態を把握するために、現地へ赴き、施設見学や専門家へのインタビューを行う。さらに、研究を

より円滑に進めるために、適宜、関連する英語・ドイツ語文献を参照する。

4. 研究成果

刑法 39 条に定められる心神喪失（責任無能力）・心神耗弱（限定責任能力）、特に後者について、フランスにおける責任能力制度からは以下のことが明らかとなった。

第一に、限定責任能力の規定があることによって、被疑者・被告人の主体性が保障される。単なる量刑事情ではなく、拘束力の強い法律上の減輕事由であることにより、裁判所は限定責任能力の主張を慎重に吟味するようになる。

すなわち、フランスにおける 19 世紀以降の限定責任能力の展開の分析によれば、限定責任能力者に対する刑の減輕は、被告人が主体的に主張を行い、裁判所がこれを真摯に吟味し、行為時の他行為の困難を共有するという、実践の積み重ねの中で形成されたルールとして理解される。そうであれば、「責任なければ刑罰なし」という責任主義の本分は、刑事裁判において、被告人が自らの一身的な事情について主体的に主張を行うこと、裁判所がこれを罪責に直接関わる問題として真摯に吟味することを保障する点に求められる。そして、他行為可能性や意思の自由といった観念は、責任をめぐる問答の中から生まれた実践を、哲学的に彫琢したものとして理解される。この理解からは、啓蒙主義の前提にある抽象的な責任の観念は、むしろ、理性至上主義として現れたヒューマニズムといった、異物を含むものということになる。

これに対応して、責任主義を貫徹するためには、刑法の裁判規範性を特に考慮する必要がある。わが国の標準な犯罪論体系に従うと、責任が問題となるのは、構成要件に該当する違法な行為を行った行為者である。そして、現実の裁判において、このような者に対する処罰欲求は、有責性判断に先立ち、往々にしてすでに拭いがたく存在する。限定責任能力はその典型例と言えるだろう。刑法が果すべき役割とは、まさしくこの場面で、裁かれる個人への配慮を確保することにあるのであり、責任主義が人間の尊厳を保障する、刑法が責任主義に依拠するというのは、本来そういうことなのではないか。責任主義の意義は、刑法の社会における行為規範性に汲み尽くされない内容を持ちうるのである。

第二に、精神障害をもつ被疑者・被告人が刑事裁判において主体的な地位を果たすためには、法律上あるいは裁判上の手当てが必要である。たとえば、刑事精神鑑定を実施し、これを十分に尊重すること、精神科医等の専門家の関与を積極的に認めることである。

責任無能力者に焦点を当てた従来の先行研究では、精神障害をもつ被疑者・被告人の問題は副次的な位置付けしか与えられていなかった。というのも、責任無能力者は無罪となるため、捜査段階で刑事手続を離脱することが多いからである。刑事裁判における問題としても、責任無能力の判断基準や判断方法が関心の中心を占めざるを得ない。これに対して、限定責任能力者については、むしろ通常の被疑者・被告人により近い側面を持つ。したがって、刑事訴訟法学における伝統的な被疑者・被告人の権利保障と、精神障害者であるゆえに発生する困難が交錯することになる。加えて、この場面では、知的障害者など、責任無能力の領域ではあまり登場しない人々にも、限定責任能力者と同じ問題が生じることとなる。この点、フランスにおいて特徴的なのは、限定責任能力者と訴訟無能力者との間に、一種の同質性が認められていることである。すなわち、完全に無罪となる責任無能力者と区別されるかたちで、無罪とはならない限定責任能力者と、行為時には責任能力がないが裁判時には訴訟能力がなくなっている者とが、一種の「不完全な責任無能力者」としてまとめられることがあるのである。

フランスにおいては、精神鑑定や医学鑑定をより適切に活用しようという方向性に制度が改革されている。特に、責任能力判断の過程が不明確であることを理由として、鑑定および刑事無答責の宣告の各段階において、当事者によるチェック機能が順次高められてきたことは、注目に値する。また、鑑定医の職業倫理上の義務が明確化された点も重要である。ここには、裁判官の能力に限界があることを前提として、様々な方途により、多角的に現状を改善していこうという姿勢が見出されるのである。また、本研究では、フランスの実務の問題点として、責任能力制度に対する個々の鑑定医の見方が鑑定に混入されているということを指摘した。しかし、これは、視点を変えれば、精神科医が鑑定を通して責任能力制度の構想に積極的に関与しているということでもある。フランスにおけるこのような現状を見ると、わが国の方向性は、責任能力判断に従来まで関わってきた、あるいは本来関わるべきアクターの利益・関心を、必要以上に振るい落としているのではないかという懸念が生じる。これは、精神鑑定により生じるとされる不都合が、誰にとつてのどのような不都合であるのか、むしろそれは、別の立場からの利益・関心の現れではないかという疑問でもある。

また、フランスにおいては、近年の刑事訴訟法の改正により、精神障害や知的障害をもつ被疑者については、捜査の初期段階から、弁護士だけでなく、日本の保佐人や後見人に当たる専門家による援助の保障が拡充されている。あわせて、被疑者・被告人の責任能力・訴訟能力を判断するための鑑定が、法律上は必要的なものとして定められている。ただし、これらの点に関しては、フランスにおいても様々な議論があり、たとえば、被疑者が保佐人や後見人への通知を望まない場合など、自己決定権への配慮をどのようにするのかといった問題が論じられている。加えて、弁護士と保佐人・後見人との間の職業倫理の違いについても目を配る必要があるだろう。この点は、刑事手続における司法と福祉の連携を唱えるわが国の動向の中でも、注目に値する。

これに対して、当初の研究目的で解明の必要性を指摘した触法精神障がい者のよりよい処遇

の追求については、先行研究を超えるような知見は得られなかった。これは、先行研究においてフランスの現状が正確に紹介されてきたことに加え、前述の報告書で強調されていた「よりよい処遇」についても、現場のレベルで何をすべきなのかについては、かなり錯綜していることが理由として挙げられる。加えて、わが国とフランスとの間の制度上の隔たりも看過できない。とはいえ、現地での施設見学等を通して、治療を専門化する必要性があることははっきりと分かった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 井上宜裕, 金澤真理, 寺嶋文哉, 徳永元, 安田恵美	4. 巻 57
2. 論文標題 フランス刑事施設等参観記録	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 35-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 徳永元	4. 巻 85
2. 論文標題 フランスにおける刑事精神鑑定 鑑定人と裁判官との関係についての一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1365-1393
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 徳永元	4. 巻 64
2. 論文標題 責任主義に関する一考察 フランス刑法における限定責任能力の展開を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 931-970
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 徳永元
2. 発表標題 フランスにおける限定責任能力論の展開
3. 学会等名 日本刑法学会九州部会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------